

役務商標の識別力



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法（以下、「法」という場合もある）の平成3年改正によりサービスマーク（役務商標）制度が、平成18年改正により小売等役務商標制度がそれぞれ導入された。

商標の中心的な機能は識別標識としての機能であり、商品に付された商標は、有体物である商品と結びついて人の記憶に残るが、サービスは目に見えないため、人の記憶に残る際に商標に頼る部分が多く、識別標識としての商標の果たす役割がより大きい。

サービスについて使用する商標は、サービスを端的に表現した商標の方が、サービス内容が分かりやすく、一般的に顧客吸引力が高いと考えられる。もっとも、商標が識別標識である以上、当然、識別力のない商標は登録を受けることができない。この点、商標法は3条で商標登録の要件を定め、商標登録を受けることができない商標を列挙する。中でも、同6号の「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」に該当するか否か、自他商品役務識別力を有しているか否かが問題になるケースが多い。

そこで本稿では、役務商標の識別力について裁判ではどのような判断がされているのかにつき、検討していくこととする。

第2 法3条1項6号の趣旨

法3条1項は、登録出願された商標が、自他商品役務識別力を有していない場合には、商標登録を受けることができないと規定とし、当該商標の構成自体から自他商品役務識別力のない典型的な商標を同項1号から5号において例示的に列挙するとともに、同項6号において、同項1号から5号で例示的に列挙された商標以外の自他商品識別力を有していない商標を総括的、概括的に規定し、なお、取引の実情により自他商品識別力を取得していることが証明されれば、同項に当たらないとして登録を受けることができ、また、同項3号から5号までに該当する商標について、使用により識別力を取得した場合には、同条2項により、登録を受けることができるとしている¹。

法3条1項6号の趣旨について、裁判例では、「商標法は、『商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利

1 知財高裁平成18年3月9日判決〔UVmini事件〕裁判所ウェブサイト参照

益を保護することを目的とする』ものであるところ（同法1条）、商標の本質は、自己の業務に係る商品又は役務と識別するための標識として機能することであり、この自他商品の識別標識としての機能から、出所表示機能、品質保証機能及び広告宣伝機能等が生じるものである。同法3条1項6号が、『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』を商標登録の要件を欠くと規定するのは、同項1号ないし5号に例示されるような、識別力のない商標は、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、自他商品の識別力を欠くために、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである」と判示されている²。

すなわち、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないこと、及び商標としての機能を果たし得ないことの2点を理由として、法3条1項6号は識別力のない商標につき、登録を認めていないのである。

そして、ある商標が法3条1項6号に該当するか否かについては、〈1〉当該商標の構成を検討した上で、〈2〉当該商標が使用された商品役務に接した需要者は、当該商標についてどのように理解し、認識するかといった順序で検討し、判断をしている。

この2段階の検討手法にしたがって、以下、役務商標について同号該当性を肯定した裁判例と否定した裁判例とを分けて概観する。

第3 裁判例³の概観

1 法3条1項6号該当性肯定

		結論・理由
①	知財高裁平成29年2月23日判決 商標： NYLON 指定役務：第35類「被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等	〈1〉ナイロンは、本願役務の取扱商品である被服、履物、かばん類及び袋物においても、原材料（素材）として用いられていること等を認定し、 〈2〉需要者は、当該指定役務の小売の業務における取扱商品である被服、履物、かばん類及び袋物の原材料（素材）として相当程度利用されているナイロンを表したものと認識するととどまり、役務の出所を表示するものと認識するとはいえないと判断
②	知財高裁平成25年11月27日判決 商標：お客様第一主義の（標準文字） 指定役務：第45類「金庫の貸与」等	〈1〉本件商標中「お客様第一主義」との文字部分は、顧客（役務の提供先）を大切にし、満足度を高めるとの基本理念や姿勢等を表した語であると理解され、本件商標中「の」との文字部分は、前の語句の内容を後続する名詞等に繋げ、後続する名詞等の内容を限定する働きを有する助詞と解されるとした上で、 〈2〉本件商標は、指定役務に使用する場合、これに接する需要者は、顧客を大切にするとの基本理念や姿勢等を表わした語であり、場合によっては、宣伝・広告的な意図をも含んだ語であると認識するものと認められ、これを超えて、何人かの業務に係る役務表示であると認識することはないと判断

2 知財高裁平成22年1月27日判決〔BOUTIQUE 9事件〕判例時報2083号142頁。

3 いずれも裁判所ウェブサイト掲載の裁判例である。

③	<p>知財高裁平成25年11月14日判決 商標：ECOLIFE（標準文字） 指定役務：第36類「エネルギー消費量から炭酸ガス排出量を自動計算して表示することが可能な建物の管理」等</p>	<p>〈1〉本件商標は「環境に優しい生活」を表す広く一般的・日常的に使用される成語として認識される「エコライフ」と称呼される「ECOLIFE」の欧文字を標準文字で表してなるものと認定の上、 〈2〉本件指定役務と関連の深い建物の建築、管理又は売買等の分野においては、「太陽光発電パネルや断熱性能の高い建築や二酸化炭素（CO₂）排出量の削減等、環境に配慮した建物」といった特定の意味合いを表すものとして一般的に使用されていることが認められるから、本件商標を本件指定役務に使用する場合には、これに接する取引者、需要者に、上記意味合いを有する「エコライフ」を目的とする建物の管理、貸借の代理又は媒介、貸与、売買、売上の代理又は媒介、鑑定評価、情報の提供に係る役務であることを表したものと認識させるにすぎないと判断</p>
④	<p>知財高裁平成25年4月24日判決 商標：MOKUMEGANEKOUBOU（標準文字） 指定役務：第40類等「金属の加工、身飾品の加工」</p>	<p>〈1〉本件商標から「色の異なる金属を幾重にも重ね合わせたものを彫って鍛えた金属工芸品の仕事場」との観念を生じるとした上で、 〈2〉本件商標に接した需要者は、指定商品及び指定役務との関係では、本件商標から、「木目金・杳目金（色の異なる金属を幾重にも重ね合わせたものを彫って鍛えた金属工芸品）の仕事場」程の意味を想起すると解するのが自然であるとして、本件商標は、指定商品及び指定役務の内容を説明する語によって構成された商標であると判断</p>
⑤	<p>知財高裁平成21年3月24日判決 商標：アイピーファーム（標準文字） 指定役務：第42類「工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務」等</p>	<p>〈1〉本件商標からは「IP FIRM」、すなわち、「知的財産関係業務を取り扱う事務所」の観念を生ずるものと認められるとした上で、 〈2〉本件商標の表記は、その指定役務の需要者にとって、その指定役務に係る業務の内容を表したものにほかならないというべきと判断</p>
⑥	<p>知財高裁平成19年10月30日判決 商標：Meta Media（標準文字） 指定役務：第35類等「広告」等</p>	<p>〈1〉本件商標は、ギリシャ語で「間に」「後に」「越える」等を意味するmetaに由来する接頭語「Meta」と、「媒体、手段、特にマス・コミュニケーションの媒体」を意味する「Media」の語を、その間に1文字分程度の間隔を空けて一連表記した商標であると認定した上で、〈2〉これを一語とし、あるいは一連表記した「metamedia」及び「メタメディア」ないし「メタ・メディア」の語は、コンピュータ関連分野においては上記概念あるいはコンピュータそのものを指す語として定着しているほか、場合によりメディアを統合しこれを超えるものを示す概念としても、コンピュータ関連分野及び関連するメディアの分野における需要者に対し審決時までには周知であったと認められ、本件の指定商品・指定役務中のコンピュータに関連する分野の商品又は役務について使用されるときには、需要者が何人かの業務に係る商品ないし役務であると認識することができないと判断</p>

⑦	知財高裁平成18年12月26日判決 商標：案件情報（標準文字） 第35類「職業のあっせん」等	<p>〈1〉本件商標を「案件」についての情報、すなわち、問題となっている事柄についての情報（知らせ）との意味とした上で、</p> <p>〈2〉本件商標は、本件指定役務に用いられるとき、構成全体として、自他役務の識別力を有しないというほかないと判断</p>
⑧	知財高裁平成18年9月28日判決 商標：TOKYO IP FIRM（標準文字） 指定役務：第42類「工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務」等	<p>〈1〉本件商標に係る「TOKYO IP FIRM」との語句は、本願の指定役務との関係で、役務の提供場所と理解される「TOKYO」という語と、役務の内容と理解されている「IP FIRM」という語句を単に結合させたものとした上で、</p> <p>〈2〉本願の指定役務の需要者等において、指定役務について他人の同種役務と識別するための標識であるとは認識し得ないものというべきと判断</p>
⑨	知財高裁平成17年7月20日判決 商標：ファスティング（標準文字） 指定役務：第42類等「飲食物の提供、栄養の指導」	<p>〈1〉「ファスティング」とは、一般に、「断食、絶食」、「断食療法、絶食療法」ないし「水とジュースなど最低限の栄養補給をして数日過ごす健康法」として知られているものと認定の上、</p> <p>〈2〉「ファスティング」の語からなる本件商標をその指定商品及び指定役務である「飲料用野菜ジュース、飲食物の提供、栄養の指導」について使用した場合、本件商標に接する取引者、需要者は、「断食療法に対応した飲料用野菜ジュース、飲食物の提供、栄養の指導」という程度の意味を理解するに止まると判断</p>
⑩	東京高裁平成16年7月22日判決 商標：情報マネジメント 指定役務：第36類「預金の受入れ」等	<p>〈1〉本件標章は、格別造語性のない、一般的な語であり、情報の管理運用といった意味で広く用いられている語と認定の上、</p> <p>〈2〉本件商標の指定役務に関して用いられるときは、取引者・需要者は、その役務の内容そのものを簡略に説明するものと認識すると判断</p>
⑪	東京高裁平成13年10月11日判決 商標：住宅公園 指定役務：第36類「住宅展示用土地の貸与」	<p>〈1〉本件商標をその指定役務である「住宅展示用土地の貸与」に使用するときは、これに接する取引者・需要者は、複数の住宅メーカー等の展示モデルハウスを取り扱う場所である住宅展示場が常に一定の土地（場所・空間）を必要とすることとの関係上、その貸与に係る土地が住宅展示場用のもの、あるいは住宅展示場に適したもの（その土地が広く、周辺地に居住者が多く存在し、駅から近い等の立地条件がよいこと等）として把握し、認識するにとどまるとした上で、</p> <p>〈2〉取引者・需要者が何人の業務に係る「住宅展示用土地の貸与」であることを認識することができないと判断</p>

⑫	<p>東京高裁平成13年2月1日判決 商標：略正方形の図形を横に6等分して6本の横長四角形とし、それぞれの横長四角形の間には、等間隔のわずかな隙間を設け、下3段の横長四角形はすべて黒色、上3段については、横長四角形の中央部の約5分の1をえんじ又は赤色とし、その余を黒色とした図形 指定役務：第42類「占い、易」</p>	<p>〈1〉 本件商標は、見る者に、易占家の間で、易及び易占という営業の象徴（シンボル）として看板などに広く使用されてきた地天泰の他の多くの標章と同じ意味を有するものと認識されるというべきであるとした上で、 〈2〉 これを指定役務「占い、易」に使用しても、その役務が何人の業務に係る役務であるかを需要者が認識することはできないことになると判断</p>
⑬	<p>東京高裁平成11年4月20日判決 商標：高島易断総本部 指定役務：第42類「易」</p>	<p>〈1〉 「高島」が易あるいは易断における著名な流派であることは当裁判所に顕著な事実であるとした上で、 〈2〉 本件商標をその指定役務について使用しても、全体として「高島流の易占を行う事業所」程度の意味合いを看取させるに止まり、需要者をして、何人かの業務に係る役務であるのかを認識することができないものといわざるを得ないと判断</p>

2 商標法3条1項6号該当性否定

		結論・理由
①	<p>知財高裁平成29年5月17日判決 商標：音楽マンション（標準文字） 指定役務：第36類「建物の管理」等</p>	<p>〈1〉 「音楽」と「マンション」を一体としてみた場合には音楽に何らかの関連を有する集合住宅という程度の極めて抽象的な観念が生じるものの、これには様々な意味合いが含まれるから、特定の観念を生じさせるものではなく、需要者はこれを造語として理解するというのが自然であると認定した上で、 〈2〉 本件商標の指定役務において、特定の役務を示すものとは認められないと判断</p>
②	<p>知財高裁平成24年12月25日判決 商標：元祖ラーメン長浜家 指定役務：第43類「ラーメンを主とする飲食物の提供」</p>	<p>〈1〉 商標「元祖ラーメン」との文字と、「長浜家」との文字を2段に横書きしてなるもので、「ラーメン」部分は赤色に、その他の文字部分は黒色に着色され、「長浜家」部分は「元祖ラーメン」部分より大きな文字で表記されているとし、 〈2〉 原告の提出した本件証拠を前提とする限りは、本件商標中の「長浜」との構成部分が、需要者にとって、何人かの業務に係る役務であるかを認識・理解することができない商標であるとはいえないと判断</p>

<p>③ 知財高裁平成18年10月17日判決 商標：WebRings ウェブリングス+図形 指定役務：第42類「電子計算機の性能・操作方法等に関する紹介及び説明」等</p>	<p>〈1〉「WebRings」の文字と、「b」の上部から「n」の上部にかけては先太りとなり、また、「i」の下部から「e」の下部にかけては先細りになり、青色で表された半円状の矢印二つを組み合わせ、その下方に「ウェブリングス」の文字を配した構成よりなる商標と認定した上で、 〈2〉一見して標章としての外観を有しており、構成自体が商標としての体をなしていないようなものでないことが明らかであり、「WebRings」及び「ウェブリングス」の語は、ホームページの作成者自身による独自の定義付けであるのみならず、「人の輪」、「コミュニティーの輪」、「ホームページの輪」、「ウェブサイトの輪」などといったさまざまな意味付けがされており、特定の意味に使われているとはいえないから、これをインターネット上の一般的な用語例あるいは普通名称であると断定することは困難であるといわざるを得ないと判断</p>
--	--

第4 検 討

以上の裁判例について、商標の構成、取引の実情及び他の商標登録例の3つの項目ごとに検討する。

1 商標の構成

法3条1項6号の該当性を検討する上で、まず考慮されるべきは商標の構成とされている。

同号の該当性を肯定した裁判例13件、否定した裁判例3件を挙げたが、そのうち、裁判所が特許庁の審決を取り消した例は③〔WebRings ウェブリングス〕の1件のみであり、その判断の分かれ目となったのは商標の構成に関する判断である。

すなわち、審決では、「青色で表した矢印部分については、構成する曲線の太さが同一でなく表されているとしても、文字のデザイン化が盛んに行われている昨今の実情からすると、この程度のデザインをして、格別特異な書体、特殊な記号を表したものとはいえず、むしろ、サイトが循環している様子を強調するために描かれたもの程度に理解されると見るのが相当であるから、自他役務を識別するための標識として理解されるものとは認め難いものである。」と判断されていたが、判決では、指定役務の分野ごとに、特許庁の図形商標検索によって検索される矢印の図形の数と本件商標と似た構成の図形数を挙げて、「二つの矢印で文字を楕円形に囲ったような形状の図形とした商標は、第38類及び第42類の分野で、ありふれたものとはいえず」とし、「文字のデザイン化が盛んに行われている昨今の実情を勘案しても、矢印部分のみを取り上げて、『サイトが循環している様子を強調するために描かれたもの程度に理解されると見るのが相当である』として一定の観念を想起させるものであることを認定しながら、格別の根拠もなく、『自他役務を識別するための標識として理解されるものとは認め難い』とした審決の判断には、論理の飛躍があり、図形の自他役務識別力を不当に狭く解するものであって、失当である。」と判断され、結論を異にした。

このように、商標の構成については法3条1号6号の該当性の判断の重要な要素といえる。

この点、①〔**NYLON**〕で、本件商標は、「概ね同じ大きさで書かれた文字を、概ね等間隔に、横一列に配置したもの」であり、「一般に知られている書体により、ありふれた大きさと

配置で横書きしたにとどまるものであるから、これに接する需要者をして、外観上、特徴あるものとして強く印象づけられるとは言えず、欧文字の大文字『NYLON』を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標と認識されるにとどまる」と認定されたことや、④〔MOKUMEGANEKOUBOU〕で、標準文字を用いていたとしても欧文字16字が区切りなく綴られているため、商標に接した需要者によって区切る箇所が異なり、種々の語として理解される余地があると考えられるにもかかわらず（原告も同様の主張をしていた）、「表記態様のみから、本件商標の前記指定商品、指定役務に係る需要者が、上記のような観念を想起することが困難であるとするのは、合理性を欠く。」と判断されたことには疑問が残る。

2 取引の実情

商標の構成に関しては、〔1〕構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもの、〔2〕同項1号から5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、〔3〕その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものの3つに分類できるとされている⁴。

〔1〕については例えば地模様等の商標を指すと考えられ、本稿で挙げた裁判例の中には〔1〕に分類されるものはなく、〔2〕又は〔3〕に分類されると考えられるが、そうすると、取引の実情、すなわち指定役務を取り扱う業界における当該商標の現実の使用状況が重要になってくる。

この点、③〔ECOLIFE〕では、原告は、「ECOLIFE」の語が、本件指定役務を取り扱う業界において、取引上現実使用されている事実を見いだすことはできない旨主張したが、商標法3条1項6号は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標につき、それ故に登録を受けることができないとしたものであって、当該商標が取引上現実使用されている事実は、同号の適用において必ずしも要求されないものと解すべきであると判示され、また同様に、⑥〔Meta Media〕においても、「これまで『メタメディア』の語が本件商標の指定商品又は指定役務について取引上使用されてきた事実、あるいは特定の商品等を認識させるとの事実がないとしても、それが『Meta Media』の語について自他識別標識としての機能を果たし得ないとする…認定を左右するものではな」と判示され、指定役務を取り扱う業界において現実に当該商標が使用されている必要はないと判断されている。

もっとも、⑬〔高島易断総本部〕では、職業別電話帳にて、「高島（嶋）易断」又は「高島（高嶋）」の文字をその名称中に含む易業者が全国に120か所以上存在していることを認定し、本件商標と類似する商標が指定役務に多数使用されているとして、法3条1項6号の該当性が肯定され、「『音楽マンション』という文字が遮音性の高いマンションを示すものとして使用された事例が認められるものの、そのほとんどは、原告が建設した特定のマンションを示すものであるから、個別具体的なマンションの意味を超えて、『音楽マンション』という文字がマンションの一定の質、特徴等を表すものとして一般に使用されていたと認めることはできない。」というように①〔音楽マンション〕では、本件商標の商標権者による使用がほとんどであるといった使用状況が法3条1項6号の該当性を否定する要素に使われている。

また、⑧〔IP FIRM〕では、「地名等と『IP FIRM』とを結合した語句が、記述的な表現であれ、

4 前掲1〔UVmini事件〕。小野昌延ら編『新・注解商標法【上巻】』青林書院（2016年）235頁。

その地で知的財産を扱う事務所という意味で多用されていることは、そのような語句が自他役務の識別標識としての機能を有しない根拠となるものである。また、そのような語句について独占的使用を許すことが相当でないことも明らかである。」と判示され、⑤〔アイピーファーム〕では、「『IP FIRM』は、指定役務に係る業務を行う複数の『国際特許事務所』が、その英文略称として使用していたものであることを考慮すると、本件商標の登録が、このような一般的な略称の使用を制約するおそれがあるというべきであり、かかる観点からも本件商標の登録には問題があるものというべきである。」と判示されているように、本件商標が指定役務を取り扱う業界において現実に多数使用されている事情は、公益上の観点からも法3条1項6号の該当性を肯定する要素となる。

このように、取引の実情（指定役務を取り扱う業界における現実の使用状況）について、現実に使用されていることまでは要求されないものの、現実に使用されているときには、商標登録を求める者による使用が多数を占める場合には3条1項6号の該当性が否定される方向に働くが、他の者によって多数使用されている場合には公益上の観点とも相まって同号の該当性が肯定される方向に働いており⁵、同号該当性の判断要素として重視されている。

3 他の商標登録例

法3条1項6号該当性を否定させたい側の主張としては、当該商標と同一又は類似の商標が商標登録を受けている例を挙げる場合が多い。

例えば、⑥〔Meta Media〕では、需要者がわが国以上に「Meta Media」の語に慣れ親しんでいる米国において「METAMEDIA」の商標が「録音（録画）済みのカセットテープ」等を指定商品等として登録されていることを原告は主張した。また、⑦〔案件情報〕でも、原告は、本件商標と同じく結合商標の「リングピン工法」（指定商品第7類「建築または構築専用材料」等）や「リングアンカー工法」（指定役務第37類「建築一式工事」等）といった他の登録商標の実例を挙げて、本件商標と同様の一連不可分の造語や結合商標が多数登録されている旨主張した。同様に、⑧〔TOKYO IP FIRM〕でも、「東京国際特許事務所」、「東京シティ国際特許事務所」、「東京IP特許事務所」といった標章が商標登録を受けている実例を挙げて、商標登録が認められた事例との不均衡を主張した。さらに、⑪〔地天泰マーク〕では、易占でいう64卦中の「天地否」の卦の図形が「易断」を指定役務として商標登録されている事実が主張されている。

しかしながら、裁判所は、⑥については、「米国における商標の登録状況につきわが国において直接これを参酌すべきとする根拠はない」とし、⑦についても「登録出願に係る商標が登録され得るか否かの判断は、指定商品・役務等の取引の実情を考慮し、当該商標の全体の構成に基づいて、個々の商標ごとに個別具体的に判断されるべきものであるから、原告主張に係る登録商標の実例は、上記判断を左右するものではない」とし、⑧についても同様の判示がされ、⑪に至っては、「過去に特許庁で類似事例についてどのような取扱いをしていたかは、本件とは直接には関係がないことである。しかも、『天地否』の卦の図形に係る商標が設定登録されているという事実のみを取り上げても、このような事例もあるというだけであり、仮に、この種事案において一般的に妥当な実務上の取扱いがあり得るとしても、上記事実が、それを証する資料となるものではないことは明らかである。」というように「直接には関係がない」とまで断言している。

①〔音楽マンション〕では、反対に、本件商標の商標登録を無効とすることについて審判請求

5 商標審査基準改訂第13版の法3条1項6号「9. 店名として多数使用されている商標」につき識別力がないと示されていることとも合致する。

し、審判不成立の決定を受け、同審判の取消を求めた原告が、自身が本件商標と同一の文字からなり同一の指定商品又は指定役務に属する「音楽マンション」について過去に拒絶査定したことについて平等原則、禁反言の原則、信義則にそれぞれ違反すると主張したが、「上記拒絶査定は、どのような資料に基づいて判断されたかは必ずしも明確でないものの、商標法3条1項6号該当性についての判断に誤りがあるものといわざるを得ないから、これに対する不服審判請求に係る審決等において取り消されるべきものと解される。それにもかかわらず、原告は、不服審判請求をするなどして正しい判断を求めなかったのであるから、原告の主張は、失当であるというほかない。」と判示した。

このように、同一又は類似する商標が他に商標登録例を受けている例については、法3条1項6号の該当性を判断する上で裁判所はほぼ考慮していないことが分かる。

なお、⑩〔情報マネジメント〕で原告は、同一の商標が指定商品「雑誌、新聞」や指定役務「自転車の修理」では登録を受けていることを主張したが、指定商品役務が異なれば識別力の判断が異なるため、主張としてあまり意味をなさないことは当然といえよう。

第5 結 語

裁判例を概観して分かることは、法3条1項6号の該当性に関する判断について、裁判例は比較的高い審決維持率をとっていることである。上記でも述べたとおり、16件の裁判例のうち、審決を取り消したのはわずか1件のみであり、審決を維持した判決においても、審決の内容をそのまま踏襲するものが多いように見受けられる。

私見としては、上記第4・1でも触れたが、①〔**NYLON**〕については指定役務である被服、履物、かばん類及び袋物の小売等において使用された場合に、需要者において当該商標を商品の原材料（素材）であるナイロンと認識する者や④〔MOKUMEGANEKOUBOU〕についても、同商標に接した者が「木目金工房」と認識する者はむしろ少数であり、法3条1項6号の該当性を否定する方が自然ではないかと考える。

このように法3条1項6号の該当性につき、もっと現実の取引に見合った判断をしてもいいのではないかと考えられる裁判例もあるため、この分野における裁判所での積極的な審理を希望する。

以 上